平成19年 3月 7日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ 代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶 (コード番号 2461) 問合せ先 取締役管理部長 堂下 裕章 (TEL. 03 - 5766 - 3530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月7日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。
 - ①株主総会の運営を円滑に行うため、また、代理人の員数を明確にするため、株主総会における議決権の代理行使について、代理人を議決権を有する他の出席株主1名に限ることとし、変更案第16条の変更を行うものであります。
 - ②インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とし、株主総会の招集に際し株主の皆様の利便性を高めるため、また、情報の充実と費用負担の軽減を図るため、変更案第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③「会社法」第370条の定める取締役会の書面決議を可能とし、取締役会をより機動的かつ効率的に運営するため、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ④定款の定めにより、社外監査役について責任限定契約の締結が可能となったことから、優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るため、変更案第37条第2項を新設するものであります。
 - ⑤第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第38条(会計監査人の選任)、変更案第39条(会計監査人の任期)および変更案第40条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります
 - ⑥以上のほか、表記および参照条文等を会社法に準拠させるための所要の変更を行うものであります。

- (2)「会社法」施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条(機関)および変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数および条項等の調整を行うなど規程の整備を図るものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日 (木) 定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日 (木)

以 上

(下線は変更箇所を示します) 現行定款 変更案 第1章 総 則 第1章 総 則 (新 設) 第4条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条(公告方法) 第4条(公告の方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。 当会社の公告方法は、電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない ただし、事故その他やむを得ない事由により 事故その他やむを得ない事由が生じたと 電子公告による公告をすることができない場 きは、日本経済新聞に掲載して行う。 合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 第2章 株 式 第5条(会社が発行する株式総数) 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行する株式の総数は、300,000 当会社の発行可能株式総数は、300,000 株と 株とする。 する。 第7条 (株券の発行) (新 設) 当会社は、株式に係る株券を発行する。 第6条(自己株式の取得) 第8条(自己の株式の取得) 当会社は、商法第 211 条/3第1項第2 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定によ 号の規定により、取締役会の決議をもつ り、取締役会の決議によって自己の株式を取 て自己株式を買受けることができる。 得することができる。 第7条(名義書換代理人) 第9条(株主名簿管理人) 当会社は、株式及び端株につき、名義書 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。 換代理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所 取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 は、取締役会の決議により選定する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登 以下同じ)、端株原簿及び株券喪失登録 録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、

簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に 備え置き、株式の名義書換及び端株原簿 への記載または記録、端株の買取り、そ の他株式及び端株に関する事務は、名義 書換代理人に取扱わせ、当会社において は取扱わない。

第8条(株式取扱規程)

当会社の株券の種類ならびに株式の名義 券喪失登録、質権の登録及び信託財産の

第10条(株式取扱規程)

会社においては取扱わない。

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、 書換、端株原簿への記載または記録、株 法令または本定款のほか、取締役会において 定める株式取扱規程による。

新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する

事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当

表示またはこれらの抹消、株券の不所持、 株券の再交付、端株の買取り、届出の受 理その他株式及び端株に関する取扱いな らびに手数料は法令または本定款のほ か、取締役会において定める株式取扱規 程による。

第9条(基準日)

当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有 する株主をもって、その決算期に関する 定時株主総会において議決権を行使すべ き株主とする。

前項の他、必要があるときは取締役会の 決議によりあらかじめ公告して臨時に基 準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第10条(招集及び招集者)

3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、そ の必要がある場合に随時これを招集す

株主総会は、法令に別段の定めがある場 合を除き、取締役社長がこれを招集する。 じめ取締役会で定めた順序により他の取 締役がこれを招集する。

(新 設)

第11条(条文省略)

第 12 条 (議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに 当たる。取締役社長に事故があるときは、

第11条(基準日)

当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿 に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ)をもって、そ の事業年度に関する定時株主総会において権 利を行使することができる株主とする。

前項及び本定款に定めるもののほか、必要が あるときは取締役会の決議によりあらかじめ 公告して臨時に基準日を定めることができ

第3章 株主総会

第12条(招集、招集者及び議長)

- 定時株主総会は、毎営業年度の翌日から 1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末 日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、 その必要があるときに随時これを招集する。
 - 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議によって取締役社長 が招集し、議長となる。
- 取締役社長に事故があるときは、あらか 3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじ め取締役会において定めた順序により、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。議 長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。
 - 4. 議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。 第13条(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載または表示すべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。

第14条(現行どおり)

(削 除)

あらかじめ取締役会で定めた順序により 他の取締役がこれに当たる。

議長は、総会の秩序を維持し議事を整理 する。

第 13 条 (決議)

議決権の過半数をもって決する。

商法第 343 条第1項の規定による株主総 以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上に当たる多数をもってす る。

第 14 条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株 主に委任して、その議決権を行使するこ とができる。

この場合は、代理権を証する書面を株主 総会ごとに会社に提出するものとする。

第15条(議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領及び 結果を議事録に記載し、議長並びに出席 した取締役が記名捺印または電子署名を 行う。

第4章 取締役及び取締役会

第 16 条(員数)

(条文省略)

第 17 条 (選任決議)

分の1以上に当たる株式を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって決 し累積投票によらないものとする。

第18条(任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の 決算期に関する定時株主総会の終結のと きをもって満了とする。ただし、任期満 了前に退任した取締役の補欠又は増員に より選任された取締役の任期は、在任す

第 15条 (決議の方法)

- 株主総会の決議は、法令又は本定款に別 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別 段の定めがある場合を除き、出席株主の 段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半 数をもって行う。
- 会の決議は、総株主の議決権の3分の1 2.会社法第309条第2項の定めによる決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の</u>議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 行う。

第 16 条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1 名を代理人として、議決権を行使することが できる。

この場合には、株主または代理人は、代理権 を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提 出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

第17条(取締役の員数)

(現行どおり)

第18条(取締役の選任)

- 当会社の取締役は、株主総会において選 1. 当会社の取締役は、株主総会の決議によっ て選任する。
- 前項の選任決議は、総株主の議決権の3 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行い、累積投票によらないものとする。

第19条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。ただし、任期満了 前に退任した取締役の補欠または増員により 選任された取締役の任期は、在任する取締役 る取締役の任期の満了すべき時までとす」の任期の満了する時までとする。 る。

第19条(代表取締役)

当会社を代表する取締役は、取締役会の 決議によりこれを定める。

第20条(役付取締役)

取締役会<u>の</u>決議<u>をもって</u>、取締役会長及 び取締役社長各1名、取締役副社長、専 務取締役及び常務取締役各若干名を定め ることができる。

第21条(招集及び議長)

長となる。取締役社長に事故があるとき より他の取締役がこれに当たる。

第22条(招集通知)

役の全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで<u>これ</u>を招集することができ

第23条(決議)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出 席し、その過半数をもって決する。ただ し、決議につき特別の利害関係を有する 取締役は、議決権を行使することができ ない。

(新 設)

第24条(議事録)

取締役会の議事は、その経過の要領及び 結果を議事録に記載し、議長並びに出席 した取締役及び監査役が記名捺印または 電子署名を行う。

第25条(取締役会規程)

第20条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を 選定する。代表取締役は、会社を代表し、会 社の業務を執行する。

第21条(役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役会長 及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若干名を定めること ができる。

第22条(取締役会の招集権者及び議長)

- 取締役会は、法令に定めのある場合を除 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合 き、取締役社長がこれを招集し、その議を除き、取締役社長が取締役会を招集し、議 長となる。
- は、あらかじめ取締役会で定めた順序に 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじ め取締役会において定めた順序により他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条(取締役会の招集通知)

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前に 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監 これを発する。ただし、取締役及び監査 査役に対し、会日の3日前までにこれを発す る。ただし、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで取締役会を開催す ることができる。

第24条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができ る取締役の過半数が出席し、その過半数をも って行う。

第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたと きは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削 除)

第26条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本 取締役会に関する事項は、法令または本定款

締役会規程による。

第26条(報酬)

取締役の報酬は、株主総会においてこれ を定める。

第 27 条(取締役の責任免除)

より、取締役会の決議をもって、同条第 1項第5号の行為に関する取締役(取締 役であった者を含む。) の責任を法令の 限度において免除することができる。

より、社外取締役との間に、同条第1項 第5号の行為による賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または 法令が規定する額のいずれか高い額とす る。

第5章 監査役及び監査役会

第 28 条 (員数)

(条文省略)

第29条(選任決議)

当会社の監査役は、株主総会において選 1. 当会社の監査役は、株主総会の決議によっ 任する。

3分の1以上に当たる株式を有する株主 が出席し、その過半数をもって決する。

第30条(任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終決 算期に関する定時株主総会の終結のとき をもって満了とする。ただし、補欠のた め選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了すべき時までとす る。

第 31 条(常勤の監査役)

監査役は、互選により常勤の監査役を定 める。

第32条(監査役会の招集通知)

定款のほか、取締役会において定める取 に定めるもののほか、取締役会において定め る取締役会規程による。

第27条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、株主総会の決議に よってこれを定める。

第28条(取締役の責任免除)

- 当会社は、<u>商法第 266 条第 12 項</u>の規定に 1. 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定に より、任務を怠ったことによる取締役(取締 役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
- 当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定に 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令が規定する額と する。

第5章 監査役及び監査役会

第29条(監査役の員数)

(現行どおり)

第30条(監査役の選任)

- て選任する。
- 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。

第31条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。ただし、任期満了 前に退任した監査役の補欠のため選任された 監査役の任期は、退任した監査役の任期の満 了する時までとする。

第 32 条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。

第33条(監査役会の招集通知)

でに各監査役に対して発する。ただし、 縮することができる。

できる。

第33条(監査役会の決議方法)

(条文省略)

第34条(監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およ びその結果については、これを議事録に 記載または記録し、出席した監査役がこ れに記名押印または電子署名を行う。

第35条(監査役会規程)

査役会規程による。

第36条(報酬)

監査役の報酬は、株主総会においてこれ を定める。

第37条(監査役の責任免除)

より、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を る。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

- 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま 1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、 会日の3日前までにこれを発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。
- 監査役全員の同意があるときは、招集の 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査役会を開くことが 手続きを経ないで監査役会を開催することが できる。

第34条(監査役会の決議の方法)

(現行どおり)

(削 除)

第35条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本 監査役会に関する事項は、法令または本定款 定款のほか、監査役会において定める監 に定めるもののほか、監査役会において定め る監査役会規程による。

第36条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。

第37条(監査役の責任免除)

- 当会社は、商法第 280 条第1項の規定に 1. 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において免除することができ 法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令が規定する額と <u>する。</u>

第6章 会計監査人

第38条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任 <u>する。</u>

第39条(会計監査人の任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終 <u>了する事業年度のうち最終のものに関する定</u> 時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会におい

(新 設)

第6章 計 篁

第 38 条 (営業年度)

当会社の営業年度は、毎年1月1日から 同年12月31日とする。

決算は、毎営業年度末日に行う。

第39条(利益配当金)

利益配当金は、毎年 12 月 31 日の最終の 株主名簿に記載または記録された株主ま たは登録質権者及び端株原簿に記載又は 記録された端株主に支払う。

第40条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年 6月末日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主または登録質権者及び端 株原簿に記載または記録された端株主に 対し、中間配当を行うことができる。

第41条(配当金の除斥期間)

利益配当金および中間配当金は、支払開 1. 配当財産が金銭である場合には、支払開始 を免れる。

(新 設)

て別段の決議がされなかったときは、当該定 時株主総会において再任されたものとみな す。

第40条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 <u>41</u>条(<u>事業</u>年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年 12月31日とする。

第42条 (剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対して、 金銭による剰余金の配当を行うことができ る。

第43条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し、会 社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を 行うことができる。

第44条 (剰余金の配当の除斥期間等)

- 始の日から満3年を経過してもなお受領 の日から満3年を経過してもなお受領されな されないときは、当会社はその支払義務 いときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2. 前項の金銭には利息をつけない。